

ASBJ 西川委員長 - KASB Suh 委員長の対談

日時：2011年2月16日 13時30分から14時30分

場所：第4会議室

西川委員長：韓国では2011年から上場企業に対し、連結・単体財務諸表双方でIFRSの強制適用を開始しました。一方、日本での適用の議論は、連結と単体が明確に分かれていて、2012年を目途にしたIFRS適用の判断は、連結を対象に議論される予定で、単体については、連結でIFRSを適用した企業が選択肢として単体もIFRSにできるか、まずは、法的な問題点の所在を然るべき所で議論することとなっています。したがって、韓国の決定とは相当異なるわけですが、韓国での一体的な決定の背景と現状、また懸念のようなものがあれば教えてください。韓国ではビッグバン・アプローチと呼ばれているようですが、その背景として、1997年の金融危機の影響により、企業の会計情報の信頼性の向上が急務となった経験などをこちらからは思い浮かべるのですが。

Suh 委員長：連結・単体財務諸表双方にIFRSを適用することにより、企業の財務諸表作成にかかる負担が小さくなると思っています。一方で税務当局はこのことを必ずしも快く思っていないかもしれません。当局としては、課税所得を確定するための、IFRSとは別の財務諸表があることが理想的だと考えていたようです。なお、韓国の税法については、IFRSに対応するため2010年に改訂が完了しました。2010年以前にIFRSを早期適用した企業は、税務目的で韓国会計基準に基づいた財務諸表を別途作成する必要がありましたが、この改訂により、2011年以降IFRSの適用企業は、税務目的で別途財務諸表を作成する必要がなくなりました。

たしかに金融危機が背景にありますが、1番の理由は先に申し上げた通り、企業の財務諸表作成にかかるコストやその他の資源といったものを考慮した結果です。そのためには、財務省、法務省など当局の理解と協力が不可欠となります。ただ、個人的見解としては、日本では財務報告として連結財務諸表へIFRSを適用し、単体財務諸表に税務や配当計算を目的として従来の日本基準を適用するといった、フランスで取られているようなアプローチも取り得るのではないかと考えています。こうすることで、IFRSの全

面導入に慎重な関係者の同意も得やすくなるかと思えます。

西川委員長：次に IFRS の翻訳について伺います。日本基準においては、翻訳は翻訳であって、IFRS の翻訳が日本基準になるわけではありません。韓国の場合、翻訳を委員会で議決し、韓国基準化するということが聞いています。英語から韓国語への IFRS の翻訳に一定の時間を要すると、新基準の適用時期などへの影響はありますか。

Suh 委員長：IFRS を質の高い韓国語に翻訳し、公式な承認手続きを得て、韓国版の IFRS(K-IFRS)として公表するわけですが、これには 6 か月から 12 か月かかります。そのため、基準の公表日はオリジナルの英語版の IFRS とは異なりますが、IFRS が公表から適用まで 1 年以上間をあけている限り、適用日については同じにできます。ただし、このように基準の公表が遅れるため、早期適用ができないことが、英語版の IFRS を使用する国と比較した場合に、企業にとって唯一不都合な点です。

西川委員長：英語版の IFRS の韓国語の翻訳と、新たな韓国会計基準つまり K-IFRS はその内容が全く同じであるという理解でよろしいでしょうか。

Suh 委員長：基本的には全く同じです。ただし、注記項目として営業損益と利益処分計算書の開示を追加的に要求していますが、基準本体の内容に影響するものではありません。新たな韓国会計基準という意味では、上場企業向けの K-IFRS とは別に、非上場会社には従来の韓国基準を簡素化した基準が適用されます。

西川委員長：この非上場会社向けの簡素化された韓国基準についても今後改訂等による改善を続けていかれるわけですね。

Suh 委員長：その通りです。従来の韓国基準からは名称を変えますが、今後も非上場会社向けの基準として存続します。

西川委員長：日本の場合、新たな幅広い中小企業向けの会計の指針のようなものを、中小企業団体と ASBJ が作成していくということで議論が始まるどころです。この他、限定的な企業向けに中小指針というものが別途ありますが、こちらも含めて、中小企業向けの議論については、ASBJ は他の団体との共同作業という形をとっています。

次はテクニカルな論点について伺います。IASB と FASB の MoU プロジェクトの中で、韓国で懸念となっている事項は何かありますか。

Suh 委員長：まずは収益認識基準についてです。特に収益の認識タイミングに

については懸念しています。韓国ではマンションなどの大型の集合住宅を建設する際に、建設会社は従来、工事進行基準により収益を認識していましたが、現在の IASB の公開草案 (ED)「顧客との契約から生じる収益(ED/2010/6)」での提案では、工事進行基準を適用することができなくなるのではないかと懸念があります。

ヘッジ会計についても懸念があります。ED「ヘッジ会計(ED/2010/13)」(以下、ヘッジ会計 ED)での提案では、依然として財政状態計算書よりも、包括利益計算書上のボラティリティーに焦点が当てられています。韓国には、多額のヘッジ対象とヘッジ手段が存在しますが、特に金融危機下においてこれらの公正価値が劇的に変わってしまうという問題があります¹。これに関しては最適な解決方法が見つかってはいないのですが、IASB もこの問題には共感を寄せており、IASB からは1つの解決方法として、財政状態計算書上で企業の財政状態を忠実に表現していない資産と負債の総額表示については、追加的な注記開示による説明を行うてはどうかという提案を受けています。IASB に対しては、企業のヘッジ活動をよりよく表せるような、ヘッジ会計モデルの開発を引き続き求めてゆきます。

リースに関する基準も非常に重要ですが、ED「リース(ED/2010/9)」(以下、リース ED)の提案に関して概念的には多くの韓国企業が賛成していません。現行の基準の下では、確かに金融機関や航空会社などに会計上の操作を許してしまう可能性があります。しかし、このような問題を解決するために、リース ED で提案されたリース会計基準の新たな枠組みには、予期しなかった影響も生じています。例えばサービス契約とリース契約の違いが不明確であるといった問題です。リース業界には新たに巨額の負債が生じる可能性があるため、これを避けるためにまた新たな取引の仕組みが考えだされるようなことがあるかもしれません。ただし、このような概念的な問題があるのかもしれませんが、一方で韓国の、特に大企業にとっては事業戦略を見直すチャンスでもあります。ただ、そのためには新基準の適用までに十分な時間が必要となります。

次に MoU プロジェクトの項目ではありませんが、保険契約につ

¹ 編集者注：ヘッジ会計 ED では、ヘッジ対象及びヘッジ手段に対応する資産及び負債を財政状態計算書上、総額で表示することとされているが、韓国では、特に造船業者が船舶の建造を受注し、その確定約定を先物為替予約でヘッジした際に、金融危機などによる自国通貨が大幅な下落を、財政状態計算書上は資産・負債の増加として認識することになり、企業の負債比率が上昇するといった問題が指摘されている。

いても IASB が最終化を目指して努力をしており、昨年のアジア・オセアニア基準設定主体 (AOSSG) 会議でも活発に議論されました。韓国のほとんどの保険会社が ED「保険契約 (ED/2010/8)」(以下、保険 ED) に関して、特に負債の測定に関しては、その複雑性に不満を表明しています。また表示に関しても、韓国の保険会社は保険 ED で提案されているような、保険契約から生じるすべての収益及び費用を純損益に表示することや要約マージンの表示に関しては懸念を表明しています。

西川委員長：収益認識ですが、仰られた集合住宅に関しては、日本の場合、顧客からの資金でファイナンスをするというケースが少ないと思われるので、現状で完成基準が多いかと思います。今回の基準で進行基準の範囲が狭まるのではないかというのは、共通の懸念かと思っています。この他、作成者を中心に懸念の広がり大きい基準と思っています。

ヘッジ会計については、企業のリスク管理行動と整合した会計処理には同意していますが、公正価値変動が損益でなく、その他の包括利益 (OCI) でとらえられるものが、ヘッジ対象にならないことについては、同様の懸念を持っています。OCI をリサイクルさえすれば、損益に影響が出て、ヘッジ対象になるというそれだけのことだと、言えはいえるのですが、そこはヘッジの問題ではないから変えないと言われると、仰るような、別の言い方が必要になると思っています。

リースは、先週米国財務会計基準審議会 (FASB) とも議論してきたのですが、借手についても 2 種類のリースを認める可能性が出てきているということで、それらが現在の基準のすぐ隣にあるようなものになるのであれば、例えば、オペレーティングリースの一部を貸借対照表上だけオンバランスにするイメージですが、受け入れやすくなるのかもしれませんが。

保険については、われわれは、割引率の変動等による損益について OCI を通すべきと言っていますが、これもリサイクルや、保有資産側での類似の会計処理を前提にしているので、IASB にどこまで聞いてもらえるか見えないところです。

日本では過去からの会計慣行や会計基準から生じ、こだわりのある考え方として、例えば、OCI のリサイクルの問題、つまり OCI の項目を最終的には必ず純損益に組み替えることについては、強いこだわりがありますが、韓国でも何かこのようなこれだけは譲

れないという声が聞かれる問題がありますか。

Suh 委員長：日本における OCI の議論については理解いたしますが、韓国にはそこまで強いこだわりのある問題はないように思います。幸いと申しましょうか、韓国には、それが正しい方向であれば政府のリーダーシップに従うという国民性があり、IFRS の導入を決めたからにはそれに従うといった雰囲気です。日本ほどの強いこだわりではありませんが、営業利益については資本市場の関係者の多くがこれを必要とするとの意見でしたので、先ほど申し上げました通り、注記で追加の開示を要請し、関係者の合意を得ています。

西川委員長：最後になりますが、国の会計基準設定主体の役割について伺いたいと思います。日本の場合、IFRS の適用がまだ決まっていないために、ASBJ の今後の役割というものも、必ずしも明確にできるものではありません。ただ、IFRS の任意適用が既に始まっているので、その準備を進めている企業のために、IFRS 適用上の問題点について、IASB と意見交換をすることなどを業務に加えています。KASB のこれからの役割については、どのようにお考えでしょうか。

Suh 委員長：我々の今後の役割は、IASB にとっての建設的なパートナーとなることでしょう。それには、国内の関係者の意見を吸い上げ、それを実現可能な形にして、IASB に提案しなければならないでしょう。国内関係者と IASB との懸け橋となって、細かな問題であっても両者のコミュニケーションを取り持つことが重要と考えています。また、誰にも将来のことはわかりませんが、日本やアメリカ、EU の一部の国が仮に IFRS を適用しないという事になれば、IFRS は地域基準の 1 つになってしまいます。そのような事を考え併せると、我々も独自に地域での調査活動等は積極的に進め、基準開発能力は維持していかなければならないと考えています。

西川委員長：そうですね。私たちと、中国を含めた 3 カ国会議が中心になって、AOSSG の設立に漕ぎつけたこともありますし、これからも KASB とは協力関係を大切にしていきたいと思います。本日はお疲れのところ、大変ありがとうございました。

以上